

明石市建設工事の共同企業体取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事を共同請負する共同企業体の構成要件、結成手続等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(種 類)

第2条 共同企業体の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 市長が特に必要かつ適当と認めた特殊工事又は大型工事を共同して請け負うため、結成された2以上の建設業者の集合体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 前号以外の建設工事を共同して請け負うため、結成された2以上の建設業者の集合体をいう。

(構成要件)

第3条 共同企業体を構成するに当たっての要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体は、総合力が発揮でき、実質的施工能力が増大するような組み合わせでなければならない。
 - (2) 共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、当該年度に競争入札等参加資格審査の結果適格となった者で、明石市入札参加資格者名簿に登載された者とする。
 - (3) 構成員は、2以上の同一種類の共同企業体の構成員となることができない。
 - (4) 構成員の数は、3者以内とする。
 - (5) 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、構成員の数に応じ、次の割合以上でなければならない。
 - ア 2者の場合 30%以上
 - イ 3者の場合 20%以上
- 2 前項に規定するもののほか、経常建設共同企業体を構成するに当たっては、次の各号に定める要件を備えなければならない。
- (1) 市内業者の育成を目的とする大手業者又は県内中堅業者とレベルアップを目的とする市内業者との組合せであること。
 - (2) 格付けが昇格する組合せであること。
 - (3) 平素から共同請負体制が確立されていること。

(結成方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(特定建設工事共同企業体の結成手続等)

第5条 特定建設工事共同企業体を結成しようとする者は、市長が定める期日までに、入札参加申込書及び共同企業体協定書（以下「協定書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 特定建設工事共同企業体の存続期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事請負契約を締結した特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後3月を経過した日までとする。

(2) 工事請負契約を締結した者以外の特定建設工事共同企業体は、当該工事に係る契約が締結された日までとする。

(経常建設共同企業体の登録等)

第6条 経常建設共同企業体の登録を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに共同企業体競争入札等参加資格申請書及び協定書を市長に提出しなければならない。

2 経常建設共同企業体の存続期間は登録年度内とする。ただし、工事請負契約を締結した経常建設共同企業体にあつては、当該年度を経過しても契約履行後3月を経過するまで、存続しなければならない。

(資格審査)

第6条の2 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の資格審査は、別に定める資格基準に基づき明石市競争入札等審査会が行う。

(代表者の設置等)

第7条 共同企業体には、代表者を設けなければならない。

2 共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する特定建設業者とし、出資比率が構成員中最大である者とする。

3 共同企業体の代表者は、共同企業体を代表して対外的な折衝にあたるほか、共同企業体の施工の主導的な役割を担う等、重要な権限と義務を有するものであるので、これらの業務を執行するにふさわしい能力と責任を持つ者でなければならない。

(入札及び契約の締結)

第8条 共同企業体の入札への参加は、代表者が行うものとする。

2 共同企業体の入札書は、共同企業体を構成する構成員の住所及び氏名を連記し、押印しなければならない。ただし、構成員が共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を入札書に添付したときはこの限りではない。

3 共同企業体の構成員は、同一工事の入札に単体業者として入札参加することができない。

4 工事請負契約の当事者は、市と各構成員とする。

(工事の施工)

第9条 工事の施工は、共同施工方式とする。

(運営委員会)

第10条 工事を受注した共同企業体の代表者は、工事着手までに構成員全員による共同企業体運営委員会を設置し、同委員会で決定した次に掲げる事項を記載した文書を1部市長に提出しなければならない。

- (1) 共同企業体編成表
- (2) 下請業者に関する事項
- (3) その他別途通知する事項

(権利義務の譲渡の制限)

第11条 共同企業体の構成員に基づく権利義務は他人に譲渡できない。

(構成員の連帯責任)

第12条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(かし担保責任)

第13条 共同企業体が施工した工事のかし担保責任は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 担保期間は、契約で定めた期間とする。
- (2) 当該工事にかしがあったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。
- (3) 共同企業体が解散したのちにおいて、当該工事にかしがあることが判明したときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(構成員の脱退及び除名)

第14条 共同企業体の構成員の脱退については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体結成から工事請負契約締結までの間、構成員は、市長及び他の構成員全員の承認を得なければ脱退することができない。
- (2) 工事請負契約締結後は、破産又は解散の場合を除き、第5条第2項及び第6条第2項に定める存続期間中は脱退することができない。

2 共同企業体は、工事の途中において、構成員に重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な理由が生じたため構成員を除名しようとする場合には、市長の承認を得なければならない。

(残存工事に対する処置)

第15条 工事請負契約締結後、前条に規定する破産若しくは解散のため脱退し、又は除名されたものがあるときは、残存構成員が当該工事を完成するものとする。

ただし、残存構成員のみでは適正な施工が困難なときは、市長及び残存構成員全員の承認により新たな建設業者を共同企業体に加入させるこ

とができる。

(経 理)

第16条 共同企業体は、各構成員と共同企業体との経理を明確に区分し、代表者名義の別口預金口座を設けなければならない。

(補 則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。